

# 会 議 録

## 1 会議名

令和3年度第2回上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

## 2 議題等（公開・非公開の別）

- (1) 個人情報取扱業務等の登録について（諮問）（公開）
- (2) 個人情報取扱業務等の登録について（報告）（公開）
- (3) 特定個人情報保護評価について（報告）（公開）
- (4) その他（公開）

## 3 開催日時

令和3年9月27日（月）午後3時から午後4時30分まで

## 4 開催場所

上越市役所木田庁舎 4階 401会議室

## 5 傍聴人の数

0人

## 6 非公開の理由

—

## 7 出席した者（傍聴人を除く。）の氏名（敬称略）

- ・ 委員：大森康正（会長）、井澤ますみ（副会長）、高橋芳夫、藤本孝昭、原野聖子、浦壁澄子、田内洋二、折笠正勝
- ・ 事務局：総務管理課 瀧本総務管理課長、篠宮副課長、富田係長、野口主事、木村主任  
自治・地域振興課 横山係長  
高齢者支援課 米田係長  
税務課 和栗係長

都市整備課 渡辺係長、杉田主事

高田城址公園オーレンプラザ 岩野館長

健康づくり推進課 金子係長

## 8 発言の内容

### (1) 個人情報取扱業務等の登録について（諮問）（公開）

#### 【大森会長】

諮問案件の「1 移住定住対策に関する業務」について事務局に説明を求める。

#### 【富田係長】

資料4 ページから29 ページまでの諮問案件「1 移住定住対策に関する業務」について、資料に沿って説明

#### 【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで出席した委員全員の了承を得る。続いて、「2 納税者管理業務」について事務局の説明を求める。

#### 【富田係長】

資料30 ページから31 ページまでの諮問案件「2 納税管理業務」について、資料に沿って説明

#### 【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで出席した委員全員の了承を得る。続いて、「3 介護保険業務」について事務局の説明を求める。

#### 【野口主事】

資料32 ページから33 ページまでの諮問案件「3 介護保険業務」について、資料に沿って説明

#### 【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで出席した委員全員の了承を得る。続いて、「4 訪問理・美容サービス事業に関する業務」について事務局の説明を求める。

#### 【野口主事】

資料34 ページから41 ページまでの諮問案件「4 訪問理・美容サービス事業に関する業務」について、資料に沿って説明

#### 【藤本委員】

保存期間についての説明だが、私自身よく分かっていないので教えていただきたいが、資料を見ると、1年、3年、5年、10年、長期というように、幾つか段階があって、それぞれ基準があると思う。

それぞれ1年にするとか、3年にするとか、5年にするという、何か根拠があって決められていると思うが、これを見ると、長期であったという、ある程度基準があって長期になっていたものが、5年になるということが適当ということが一体どういう根拠で適当になったのかということをよく分からなかったの、教えていただきたい。

**【篠宮副課長】**

もともと長期ということで登録がされていた部分であるが、長期というと昔で言う永年保存と言われるもので、基本的に存在している限りずっと残し続けるという区分であるが、この訪問理・美容サービスについては基本的にサービスを利用した人が、どんな利用をしたかという記録であるので、そこについては永年保存まで必要ないだろうと、当時はどういう判断でこの項目に印をつけられたのかは、今となっては、不明ではあるが、概ねこのようなサービス事業については5年としており、横並びで見た場合に、5年としているものがほとんどであるので、今回これを他の修正もあるので、改めて修正させていただいたということである。

保存期間については、保存年限の基準表というものがあり、それに照らして確認をしているところである。

**【藤本委員】**

基準があってそれに基づいてやっていたが、非常に不適當であるという判断から、横並びで、他の同等の業務と同じ5年にされたということで理解してよろしいか。

**【篠宮副課長】**

お見込みのとおりである。

**【大森会長】**

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで出席した委員全員の了承を得る。続いて、「5 まちなか居住推進事業「まちなか不動産コーディネート」に関する事業」について事務局の説明を求める。

**【野口主事】**

資料42ページから59ページまでの諮問案件「5 まちなか居住推進事業「まちなか不動産コーディネート」に関する事業」について、資料に沿って説明

**【折笠委員】**

これはずっと何年か前くらいに提供していたものか。これからやるのか、宅建協会に対して、今まで、情報提供したことがあるか。

**【渡辺係長】**

これからである。これから、この「まちなか不動産コーディネート」を立ち上げ、データを収集した中で、契約成約となる状態になったら、宅建協会に手続をお願いするということである。

**【折笠委員】**

去年か一昨年に登録したのではなかったか。宅建協会ではなかったか。

**【渡辺係長】**

多分、この「まちなか居住推進事業」というような移住定住の関係ではなく、別の業務だったかと思う。空き家対策であったか。

**【大森会長】**

44ページの上の図を見ると、NPO法人含めて、情報共有連携というような形になっているが、下の図には、NPO法人等に対しての矢印はないが、これで合っているのか。

**【渡辺係長】**

NPO法人からは、情報をいただくのみとしており、契約ができる状態になったからといってNPO法人にこちらから情報提供するということはない。

厳密に言うと、上の図としては、違うというところまでではないが、少し違うということになる。

今、高田の方で、雁木のまち再生という団体が活動されており、その団体が情報収集しているので、この図面の矢印が、三角になっていて、皆さんで情報共有という話になっているが、我々が収集した個人情報についてNPO法人に情報提供することは考えていない。

**【大森会長】**

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで出席した委員全員の了承を得る。続いて、「6 上越市市民交流施設高田城址公園オーレンプラザイベントサポーターに関する業務」について事務局の説明を求める。

**【富田係長】**

資料60ページから63ページまでの諮問案件「6 上越市市民交流施設高田城址

公園オーレンプラザイベントサポーターに関する業務」について、資料に沿って説明

【井澤副会長】

今までいろんな個人情報の中に、容姿という言葉がたくさんあるなと思っていたが、こういうところこそ容姿が必要なのではないかと思って、事前に見させていた。不特定多数の方の前に立たれるわけで、登録されるときに、本当にその方なのかどうかは、申請書の文章だけでは把握できないのではないかと思ったのだが、ここに容姿は必要ないか。

【篠宮副課長】

容姿に関しては、写真とか、履歴書とかに使う登録だが、今回のイベントサポーターについては、前に出る仕事ではなく、裏方の仕事で本人確認さえできれば、特に支障はないと聞いているので、そこまでは必要ないと認識している。

【井澤副会長】

受付とあったので、前に出られるのだなと思って、それでお聞きした。ありがとうございます。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで出席した委員全員の了承を得る。続いて、「7 補助金等支給に関する業務」について事務局の説明を求める。

【富田係長】

追加資料1 ページから4 ページまでの諮問案件「7 補助金等支給に関する業務」について、資料に沿って説明

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで出席した委員全員の了承を得る。

## (2) 個人情報取扱業務等の登録について（報告）（公開）

【大森会長】

報告案件の「1 歴史資源活用推進業務」について事務局の説明を求める。

【富田係長】

資料6 5 ページの「1 歴史資源活用推進業務（歴史・文化資産活用促進業務）」について、資料に沿って説明

**【大森会長】**

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで出席した委員全員の了承を得る。報告案件の「2 予防接種に関する業務」について事務局の説明を求める。

**【野口主事】**

資料66ページから69ページの「2 予防接種に関する業務」について、資料に沿って説明

**【大森会長】**

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで出席した委員全員の了承を得る。報告案件の「3 補助金等支給業務（上越市飲食店等時短要請協力金給付事業運營業務）」について事務局の説明を求める。

**【富田係長】**

資料70ページから72ページの「3 補助金等支給業務（上越市飲食店等時短要請協力金給付事業運營業務）」について、資料に沿って説明

**【大森会長】**

質疑を求めるがなかったので、報告どおり了承することで出席した委員全員の了承を得る。

(3) 特定個人情報保護評価について（報告）（公開）

**【大森会長】**

諮問及び報告案件の「上越市予防接種に関する業務」について事務局の説明を求める。

**【木村主任】**

資料74ページから107ページまでの「1 上越市予防接種に関する業務」について、資料に沿って説明

**【大森会長】**

質疑を求めるがなかったので、報告どおり了承することで出席した委員全員の了承を得る。

(4) その他（公開）

**【大森会長】**

委員又は事務局から連絡事項等はあるか。特にないようなので、以上をもって、本

日の審議会を閉会する。

## 9 問合せ先

総務管理部総務管理課文書法務係

TEL : 025-520-5603

E-mail : [soumukanri@city.joetsu.lg.jp](mailto:soumukanri@city.joetsu.lg.jp)

## 10 その他

別添の会議資料も併せて御覧ください。